

独立行政法人労働安全衛生総合研究所業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現行
（契約の特例） 第 2 5 条 1 9 9 4 年 4 月 1 5 日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定、<u>2 0 1 2 年 3 月 3 0 日 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束</u>を実施するため研究所の締結する契約のうち<u>国際約束</u>の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。 <u>附則（平成 2 6 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この業務方法書の変更は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。</u>	（契約の特例） 第 2 5 条 1 9 9 4 年 4 月 1 5 日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため研究所の締結する契約のうち<u>当該協定</u>の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。